

第5節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて241機関（2025年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2024年5月にアテネ（ギリシャ）で、2025年5月にドーハ（カタール）で、対面開催された。また、2026年5月にはシャルム・エル・シェイク（エジプト）にて対面で開催予定。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（IOSCO・MMoU）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までに全てのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、金融庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに署名）。

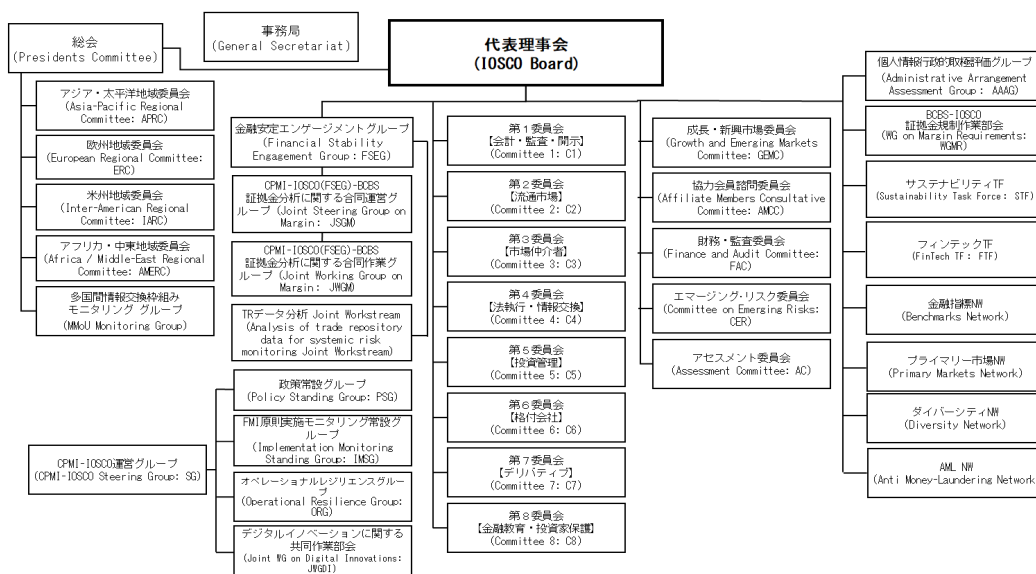
Ⅱ 組織

証券監督者国際機構（IOSCO）の組織

（2025 年 6 月時点）

証券監督者国際機構（IOSCO）組織図

（2025 年 6 月時点）



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、全ての普通会員及び準会員の代表者で構成され、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012 年 5 月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対応や、予算の承認等、IOSCO のガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている。代表理事会は、金融庁を含む 34 当局（2025 年 6 月現在）で構成されており、2022 年 10 月より有泉金融国際審議官が副議長を務めている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の 4 つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の 33 当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会 (APRC: Asia-Pacific Regional Committee) に属している。同委員会は、原則年 2 回対面会合が開催されており、2025 年 2 月に

ダナン（ベトナム）で、2025 年 5 月にドーハ（カタール）で開催された。2021 年 10 月から 2022 年 10 月までは長岡審議官が、2022 年 10 月から 2024 年 5 月までは有泉金融国際審議官が議長を務めた。現在、APRC では特に、オンラインハーム、暗号資産、サステナブル・ファイナンスなどの課題について精力的に議論している。

Ⅲ 主な議論

1. 概要

IOSCO は、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善（IOSCO・MMoU の推進等）に取り組んでいる。代表理事会が優先的に取り組む 2025 年作業計画には以下が含まれている。①金融強靱性の強化、②市場の効率性の支援、③投資家保護、④サステナビリティとフィンテックにおける新たなリスクへの対処、⑤規制の協力と効率性の推進。本作業計画は、IOSCO 全体として行うリスク洗出し作業を踏まえて毎年公表されることとなっている。

IOSCO には、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた 8 の政策委員会（Committee 1～8）や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。現状、金融庁は、全ての政策委員会のメンバーであり、FSEG を含め特定の課題を検討するグループの多くに参加している。

2. 常設委員会

委員会	作業内容
会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)	会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（IFRS）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準（ISA）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。
流通市場に関する委員会 (Committee 2)	証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2024 年 11 月に最終報告書「取引所の運営、ガバナンス、ビジネスモデルの進化：規制上の影響と好事例」を公表した。
市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)	証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を調査し、調査報告書の公表や市場仲介者に関する国際基準の策定を行っている。2024 年 11 月に市中協議文書「プリヘッジ」を公表した。
法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)	国際的な証券の不正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。金融商品に関するオンライン

	上の不正勧誘行為等に対応するため、2025 年5月に「オンラインハーム対応とプラットフォーム事業者の役割に関するステートメント」を公表した。また、Committee 4 と同時に開催される審査グループ (Screening Group) 会合において、IOSCO・MMoU 及び強化された EMMoU (Enhanced MMoU) への署名審査及び署名促進のための方策等に関し検討を行っている。
投資管理に関する委員会 (Committee 5)	集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について議論を行っている。また、資本市場における金融安定リスクに関連する課題については、FSEG と連携しながら検討を行っている。2022 年以降、投資ファンド業界のグローバルなトレンドを分析する年次報告書(「投資ファンド統計報告書」)を公表している。また、2025 年5月には、最終報告書「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告(改正版)」及び最終報告書「流動性リスク管理に関する勧告の効果的な実施のためのオープン・エンド型ファンドに係るガイダンス」を公表した。
格付会社に関する委員会 (Committee 6)	格付会社の規制・監督に関する諸課題について情報共有や検討を行っている。
デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)	従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017 年 10 月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは金融庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。
金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)	投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係る IOSCO の役割や戦略的取組等について検討を行っている。2017 年より毎年、同委員会主催の個人投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間 (World Investor Week)』が世界各地で開催されており、日本も例年参加している。
エマージング・リスク委員会 (CER)	新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討し、毎年 Risk Outlook と題する報告書を策定している。当該報告書は、代表理事会が今後 IOSCO として優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。
アセスメント委員会 (Assessment)	IOSCO の「証券規制の目的と原則」及び IOSCO の報告書等に定められた基準や方針の実施状況を確認・評価

Committee)	するためのプログラムを開発・提供している。
------------	-----------------------

3. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997 年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001 年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002 年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004 年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005 年）並びにニュージーランド証券委員会（2006 年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。さらに、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011 年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015 年、2022 年改定）、欧州の証券監督当局 30 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013 年、2020 年、2021 年、英国の EU 離脱に伴い英国との更新された覚書が発効）、米国 CFTC とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014 年）、イタリア国家証券委員会（CONSOB）及びイタリア中央銀行（BOI）とは、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名（2020 年）をそれぞれ行った。2021 年 8 月には、英国金融行為規制機構（FCA）との間で格付会社に関する監督協力のための書簡交換を行った。

4. 多国間情報交換枠組み

3. の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年 5 月、複数当局間の情報交換枠組みである IOSCO・MMoU に署名するための申請を行い、IOSCO による審査を経て、2008 年 2 月に署名当局となった。2025 年 6 月現在、130 の証券当局が IOSCO・MMoU に署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、IOSCO・MMoU を強化するための改訂が議論され、2017 年 3 月に EMMoU が策定された。2025 年 6 月現在、29 の証券当局が EMMoU に署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では 2018 年 5 月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則／GDPR）が施行。GDPR の下でも、引き続き、IOSCO 加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCO に加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（金融庁も起草チームに参加）。金融庁は 2019 年 4 月 26 日に署名を行った。

また、MMoU に基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課題・懸念等について定期的な協議を行う機関として MMoU モニタリング・グループが

設置されている。

5. サステナブル・ファイナンスに関する取組

IOSCO は、サステナブル・ファイナンスに関する取組を強化すべく 2020 年 6 月にタスクフォースを設置した。同タスクフォースは、2024 年 11 月に「移行計画の開示に関する報告書」及び最終報告書「自主的なカーボン市場の金融的健全性と秩序ある機能の促進」を公表した。

6. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組

IOSCO は、2020 年 3 月、リテール市場におけるコンダクト問題に対応するために各国が導入してきた規制ツール等を共有し、更なる国際的な取組に繋げることを視野にタスクフォースを設置した。

同タスクフォースは、2023 年 3 月に、自己取引の急増と技術的手段を通じて提供される高リスク商品が個人投資家に重大な損失をもたらしていることを指摘した最終報告書を公表し、任務を終えた。

IOSCO は、当該最終報告書で特定されたコンダクト問題を軽減させることを目的に、2023 年 6 月に Committee 3、4、8 からなるリテール投資家コンダクトグループ (RICG) を設置し、2025 年 5 月に 3 つの最終報告書「フィンフルエンサー」、「オンライン模倣取引慣行」及び「デジタルエンゲージメント・プラクティス」を公表した。

7. フィンテックに関する取組

IOSCO は、2022 年 3 月、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、既存の非公式ネットワークを代表理事会レベルの公式なタスクフォースへ改組した。同タスクフォースでは、2023 年 11 月に「暗号資産・デジタル資産に関する勧告」及び同年 12 月に「分散型金融 (DeFi) に関する勧告」を公表し、現在は、同勧告の実施モニタリングや金融資産のトークン化に係る作業を行っている。また、金融商品・サービスに利用される新たな人工知能 (AI) 技術が、投資家保護、市場の公正性、金融の安定性にもたらし得る問題、リスク及び課題についても作業を行っており、2025 年 3 月には、市中協議文書「資本市場における人工知能：ユースケース、リスク及び課題」を公表した。

8. 金融安定エンゲージメントグループ (FSEG)

2020 年 3 月、代表理事会直下に FSB と緊密な連携を行うために「金融安定エンゲージメントグループ」(FSEG) が設置された。現在、ノンバンク金融仲介 (NBFII) のレバレッジ、NBFII データ、市場のミクロ構造が流動性に与える影響など、金融安定に関する政策課題の検討を行うとともに FSB との連携を担う重要な会議体となっている。